

訖証官任命（一名）

內閣人第
三〇号

起案

令和二年三月二日

決定
令和二年三月三日
上奏
令和年月日
裁可
令和年月日

施行
令和年月日

內閣官房長官

內閣官房副長官

毛道



内閣總務官



閣

内

高市國務大臣 森
茂木國務大臣 萩生田國務大臣

第五章 漢代

小泉	國務大臣	赤羽	國務大臣	梶山	國務大臣	江藤	國務大臣	加藤	國務大臣
----	------	----	------	----	------	----	------	----	------

卷之三

武	菅	北	衛	河
田		村	藤	野
國務大	國務大	國務大	國務大	國務大

臣

臣

臣

臣

臣

臣

橋本	西村	田中	竹本
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣

西周事

判事青

高等裁判所長官に任命する

(三月二十七日以降予定)

内閣

最高裁人任第399号

令和2年2月28日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 大谷直人



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事) 判事 青柳 勤

(発令希望日 令和2年3月27日以降)

高等裁判所長官任命資格調

(令和2年3月27日以降)

補職さべき庁	現 職	氏 名	年齢	任 命 資 格	根 拠 法 規
仙台高長官	東京高判事	青 柳 勤	63	判事補、検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1 号、第3号

裁判所								
	年号	出生地	現住所	本籍	氏名	旧氏名	年月日	事項
月					昭和三十一年五月六日			青柳 やぎ
日								
事								
一〇	五三	五四	五六	六〇	一一			司法試験第二次試験合格
七	二八	一	六	四	四	三	昭和三十一年五月六日	東京大学法学部卒業
司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	判事補に任命する	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	内閣	青柳 やぎ	勤務
より判事の職務を行わしむる者に指名する	最高裁判所	内閣	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	内閣	昭和三十一年五月六日	つとむ

